# 秦野市立おおね公園における売店の管理許可及び減免 承認に関する調査結果について

令和2年11月24日 建設部公園課

本年9月秦野市議会第3回定例会の予算決算常任委員会決算分科会において 指摘のありました、おおね公園内の売店(公園施設)の管理許可及び減免承認 に関して、次の2項目について調査を行いましたので、その結果を報告します。

- (1) 使用料の減免に当たり、減免申請を受けて承認すべきところ、覚書という行政契約によって承認(行政処分)を行っていること。
- (2) 売店の管理許可に当たり、許可申請を受けて許可すべきところ、覚書という行政契約によって許可(行政処分)を行っていること。

## 1 調査の内容等

平成23年度以降の決裁文書等行政文書の確認、事務に携わった関係職員 (退職者を含む。)からの聞き取り及び売店の運営状況等の調査を行いました。

## 2 調査の結果

(1) 覚書の効力について

平成22年度以前は、委託契約の中で販売手数料を徴収していたことから、平成23年度において、法令に沿った対応をするため、許可手続を見直したものです。

覚書では、有効期間、対象の建物及び土地、使用料等について定めています。有効期間を10年間としたのは、都市公園法の規定で認められた最長の管理期間を基準とし、公園施設である売店において、事業者が安定して公園利用者の利便性向上や地域振興のための活動ができる環境を担保することが、公共の福祉の増進につながると判断したものと考えます。

なお、減免承認及び管理許可に係る覚書の効力については、「都市公園 につき締結された賃貸借契約が使用許可の性質を有する」と判示された裁 判例(昭和50年9月17日福島地方裁判所)に基づき、有効と考えてい ます。

### (2) 使用料の減免承認について

公園施設の管理に係る使用料の減免の適用に当たっては、秦野市都市公園条例及び同条例施行規則の規定による減免申請及び承認が必要ですが、 平成23年度以降、減免申請書の提出を求めた事実は確認できませんでした。これは、覚書の締結に係る決裁において減免額が決定され、覚書にもその金額が記載されていたことから、減免申請書の提出を求めなかったものと考えます。

平成23年度以降、減免申請書の提出を求めなかったことは、法令等に 則り事務が適正に行われていたとは言い切れない状態にあったといえます。 しかしながら、減免承認の効力としては覚書が条例等に基づく承認の代 替となっているため、有効であると考えます。

また、事業者は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合であり、平成23年度から現在まで、公園利用者への飲食物等の販売、地元生産者からの産物の販売等、売店施設の設置目的に沿った運営を安定して継続していることから、同事業者に対して減免が適用されることについても、妥当であると考えます。

なお、使用料の算定及び減免割合の適用は、覚書の締結の際に、秦野市都市公園条例、秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等に基づき処理されていました。

#### (3) 公園施設の管理許可について

売店の管理に当たっては、都市公園法、秦野市都市公園条例及び同条例 施行規則の規定による許可申請及び許可が必要です。

この手続については、平成28年度に係る許可申請書及び許可書が確認できたこと並びに関係職員からの聞き取り等により、平成23年度から平成28年度まで、毎年、申請及び許可がなされていたと判断できます。

しかし、平成29年度において、覚書が締結されていたことから許可手 続は不要と判断したため、その年度以降、許可申請書の提出を求めてきま せんでした。

また、秦野市都市公園条例の規定では、許可申請書には管理の目的や期間のほか、営業を行う場合には「経営の方法及び収支の見込み」の記載を求めています。これは、公共の福祉の増進を目的とした都市公園内での売店運営を安定的に行えることを確認するためのものですが、「経営の方法」

については許可申請書での記載が確認できたものの、「収支の見込み」については、書面として確認できるものはありませんでした。「経営の方法及び収支の見込み」については、毎年の事業者との打合せの中で説明を受けて確認していましたが、書面の提出を求めるべきでした。

平成29年度以降、許可申請書の提出を求めなかったことや、提出がされていても記載事項や確認書類に不備があったことは、法令等に則り適正に行っていたとは言い切れない状態にあったといえます。

しかしながら、管理許可の効力としては減免承認と同様、覚書が法令等 に基づく許可の代替となっているため、有効であると考えます。

#### 3 まとめ

調査結果は以上となりますが、減免承認手続及び管理許可手続については、 手続の一部がなされておらず、法令等に則り、適正に行われていたとは言い きれない状態でした。しかしながら、それらの効力については、覚書が法令 等に基づく承認又は許可の代替となっているため、有効と考えます。

今後は、必要な見直しを図り、法令、条例等に則った適切な事務処理を進めてまいります。